

令和2年 9月 9日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月9日(水)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第37号 東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第38号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第39号 東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第40号 東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業に関する契約の締結について
- 日程第 5 議案第41号 令和2年度東庄町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 6 議案第42号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第43号 令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第44号 令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第45号 令和2年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 認定第 1号 令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和元年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 7号 令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算
認定について

日程第 17 認定第 8号 令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算
認定について

日程第 18 請願第 1号 「国における 2021 年度教育予算拡充に関する意見
書」採択に関する請願

日程第 19 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採
択に関する請願

日程第 20 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	越川良男君
2番	柳堀忠君
3番	桜井荘一君
4番	土屋光正君
5番	宮澤健君
6番	佐久間義房君
7番	板寺正範君
8番	花香孝彦君
9番	大網正敏君
10番	城之内一男君
11番	高木武男君
12番	鈴木正昭君
13番	土屋進君
14番	山崎ひろみ君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君

副	町	長	金	島	正	好	君							
監	査	委	員	平	山	茂	君							
総	務	課	長	向	後	喜一朗	君							
町	民	課	長	伊	藤	雅	晃	君						
ま	ち	づ	く	り	課	長	鈴	木	秀	樹	君			
健	康	福	祉	課	長	海	上	孝	君					
会	計	管	理	者	渡	辺	佳	則	君					
病	院	事	務	長	寺	嶋	利	和	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	土	屋	富	士	雄	君
教	育	長	五	十	嵐	正	憲	君						
教	育	課	長	多	田	克	己	君						
生	涯	学	習	担	当	課	長	前	田	泰	孝	君		

出席事務局員（3名）

事	務	局	長	笹	本	忠	男	
次			長	石	毛	美	恵	子
主			査	岩	瀬	知	博	

(午前10時00分 開議)

議長(山崎ひろみ君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第37号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

おはようございます。それでは、議案第37号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が令和2年5月25日に改正されたことに伴い、関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長(伊藤雅晃君)

おはようございます。それでは、議案第37号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをご覧ください。

今回の改正は、令和元年5月31日に公布されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の一部が令和2年5月25日に改正されました。

この改正により、個人番号の通知カードが廃止となりましたことに基づき、手数料徴収条例の所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明をさせていただきます。

別表中、通知カード再交付手数料の規定を削除するものでございます。具体的には、今までは紛失等により通知カードの再交付申請があった場合は、手数料として500円を徴収して再交付をしておりましたが、令和2年5月25日以降は、通知カードの廃止に伴い、交付、再交付事務自体が行われなくなりました。これにより、法改正後は、出生や海外からの転入等で新たに個人番号が付番される方には、通知カードに代わり個人番号通知書が送付をされます。

改正の背景といたしましては、通知カードの転居時等における記載事項の変更の手続きが住民及び市町村職員の双方に負担となっており、見直しを求める要望があったことや社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日としたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第37号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第38号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第38号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第38号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての内容をご説明申し上げます。

本条例は、幼稚園、認定こども園、保育所の運営に関する基準を定める条例で

ざいます。

国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、令和元年5月31日に令和元年内閣府令第7号と令和元年内閣府令第8号の二つの一部改政府令が公布されております。

内閣府令第7号の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、平成30年、平成31年に行われた改正を受けて、認可基準と基準内容を整合させるための改正となっており、内閣府令第8号の改正は、幼児教育・保育の無償化に伴う改正であり、全ての市町村で同様の基準条例改正を行う必要があることから、改正するものでございます。

なお、一部改政府令では、経過措置が定められており、令和2年9月30日までに条例改正を行えば良いこととなっております。

恐れ入りますが、参考資料の2ページをお願いいたします。

新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

今回の改正は、法の改正により、各条において、支給認定を教育・保育給付認定に改められることに伴う文言の改正を行っておりますので、それ以外の改正について主なものを要約して、ご説明をいたします。

第2条は、定義についての規定で、第12号から第16号までの5号を新たに定義に加え、それに伴い、号の繰下げを行うものであります。

3ページをお願いいたします。

第3条は、一般原則についての規定で、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、条文を整備するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第13条は、利用者負担額等の受領についての規定で、第1項は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満の子供を持つ保護者に限定する改正で、7ページをお願いいたします。第4項は、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児までの副食費について、利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることが出来る費用とするものでございます。

なお、町では、5歳児につきましては、昨年4月から無償化としております。

15ページをお願いいたします。第35条第3項及び、16ページの第36条第3項は、読替規定を整備するものでございます。

18ページをお願いいたします。第42条は、特定教育・保育施設等との連携についての規定で、同条第2項及び第3項は、家庭的保育や小規模保育などの保育所より少人数の単位で、ゼロ歳から2歳児までを保育する特定地域型保育事業者の代替保育の提供元として、定員が6名から19名の小規模保育事業A型等を追加、20ページをお願いいたします。同条第4項及び第5項は、特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた子供の卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和等の規定を整備するものでございます。

25ページをお願いいたします。第51条第3項及び、27ページの第52条第3項は、読替規定を整備するものでございます。

28ページをお願いいたします。

附則第3条は、施設型給付費等に関する経過措置についての規定で、幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額の根拠規定に関する読替えが不要となることから、削除するものでございます。

恐れ入りますが、議案書19ページをお願いいたします。

附則で、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第38号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するこ

とについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第39号、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第39号、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、ひとり親家庭等を対象とした医療費等の助成事業につきまして、本年11月1日から千葉県内で統一した助成制度を実施することから、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例について改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第39号、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容をご説明申し上げます。

ひとり親家庭等を対象とした医療費等の助成事業については、現在、町では償還払いにより実施をしておりますが、子ども医療費助成制度及び重度心身障害者(児)医療費助成制度においては、既に現物給付により助成事業を実施しております。

なお、償還払いとは、医療機関等にかかった場合に費用を一旦支払いをし、その

後、保険者である町に申請して費用を還付してもらう方法であり、現物給付とは、医療機関等にかかった場合に、医療機関等に医療保険証と町が発行する受給券を提示することにより、費用の一部を除き保険者である町から医療機関等に支払う方法であります。

現在、千葉県では、県内多くの市町村が償還払いにより実施しているところがございますが、他の助成制度や他県の状況を踏まえ、町長の提案理由にございましたように、現物給付の方法による助成制度を県内で統一し、本年11月1日から実施することから、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものでございます。

また、この度の改正に伴い、一部負担金が診療報酬明細書1件につき1,000円となっていたものを、町の他の医療費等の助成制度に合わせ、一部負担金である自己負担額を負担しないこととすることといたしました。

なお、県外の医療機関等にかかった場合には、現在と同様に償還払いとなります。

恐れ入りますが、参考資料30ページをお願いいたします。新旧対照表により、ご説明させていただきます。

第1条は、目的についての規定であり、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成しているものを全てを対象に助成することを規定することとする改正でございます。

第2条は、用語の定義についての規定で、第3項のひとり親家庭の父母等の対象者を現在の法令に合わせて条文を整備するものでございます。

第3条は、受給資格者についての規定で、第1項は、第1号から第7号に規定する各法について、社会保険各法を医療保険各法に改正し、ただし書として、町内に住所を有していない児童を監護しているひとり親家庭の父母等を受給資格者とすることが出来ることを加えるものでございます。

第5条は、助成の範囲についての規定で、第1項は、国民健康保険法、または社会保険各法を医療保険各法とし、同法第5号は、一部負担金である自己負担額を負担しないこととすることに伴う条文の改正でございます。

同条第2項は、病院等を保険医療機関等に改め、同条第3項を削るものでございます。

32ページをお願いいたします。

第6条は、受給資格の認定についての規定で、医療費等の助成を現物給付する際の認定の申請及び受給券の交付について規定をしております。

第7条は、助成の方法についての規定で、第1項及び第2項において、受給券を提示した場合に、医療費等が助成されることを規定し、第3項では、一部負担金を支払った場合で、助成を受けようとする時は、申請しなければならないことを規定し、第4項は第3項の申請期限を設けた規定でございます。

第8条から第11条については、第7条を加えたことにより、1条ずつ繰り下げる改正でございます。

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

附則についてですが、1は、施行期日の規定で、令和2年11月1日からとするものでございます。

2は、準備行為の規定で、受給資格の認定等、必要な準備行為は条例の施行日前においても行うことができることを規定。

3は、経過措置の規定で、改正後の東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた保険医療について適用し、施行日前に受けた保険医療については、償還払いによることを規定するものでございます。

以上で東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第39号、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第5、議案第41号を先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第5、議案第41号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第5号)を先に審議することに決定しました。

日程第5、議案第41号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第41号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,836万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,335万7,000円とするものでございます。

この他、第2条で債務負担行為につきまして規定しております。

主な補正内容でございますが、まず総務関係でございまして、住民記録システムなどの改修の費用を新規で計上いたしました。

次に、民生関係では、子育て施設における新型コロナウイルス感染症対策のための費用を計上いたしました。

次に、農林水産業関係では、土地改良区による施設費管理適正化事業の追加要望につきまして、補正をしております。

次に、商工関係では、雲井岬つつじ公園のトイレの改修工事について増額補正しております。

次に、土木関係では、交差点の改良工事費を新規で計上いたしました。

次に、教育関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の各種備品の整理、遠隔授業に対応出来るための費用を補正しております。その他、4月の人事異動に伴う人件費について補正をしております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次分の残額を充当しております。また、指定寄附として、地域活性化に対する寄附金を計上し、その他、歳出に伴う国県補助金等を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明させていただきます。

この補正予算では、第2回臨時会で議決いただきました補正予算と同様の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次分を受けて実施する事業及び通常の補正予算がございます。

それでは、歳出予算から申し上げますので、議案書の33ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、4月の職員人事異動などに伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、18節の総合事務組合負担金に計上しております。

1 節・報酬及び 2 節・給料の合計でマイナス 5 3 3 万 8 , 0 0 0 円、 3 節・職員手当等でマイナス 4 9 万 3 , 0 0 0 円、 4 節・共済費でプラス 1 0 万 9 , 0 0 0 円、 1 8 節・負担金等でマイナス 2 5 9 万 4 , 0 0 0 円、総額で 8 3 1 万 6 , 0 0 0 円の減となっております。減額の主な要因は、職員の退職、採用、特別職の給与の減額によるものとなっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について、説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに 2 款・総務費、 1 項・総務管理費、 1 目・一般管理費の 1 2 節・行政手続制度整備業務委託 1 6 5 万円、行政手続法に基づき対象例規の改正をするものでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。

次に、5 項の企画費ですが、指定寄附を受けまして、財源振替をしているものとなります。詳細につきましては、歳入にて申し上げます。

2 項・徴税費、 3 4 ページに移りまして、 2 目・賦課徴収費の合計 9 8 万 9 , 0 0 0 円、税金などの口座振替について、インターネットを利用した伝送方式を導入するための費用となります。

3 項 1 目・戸籍住民基本台帳費の 1 2 節、合計 6 7 4 万 3 , 0 0 0 円、住民記録システム、戸籍附票システムをデジタル手続法に適合するように改修するものとなります。財源は全額国庫補助金です。

同目の 1 8 節、通知カード・個人番号カード交付金 1 7 0 万 4 , 0 0 0 円、地方公共団体情報システム機構への委任事務ですが、国の補正予算に伴い増額補正するもので、こちらの財源は全額国庫補助金となります。

4 項 1 節・選挙費、選挙管理委員会費、 3 5 ページに移りまして、 1 7 節・選挙用備品購入費 3 6 5 万 5 , 0 0 0 円、感染症対策として、投票用紙交付機 9 台、計数機を 2 台購入するものでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

続きまして、 3 款・民生費、 1 項 1 目・社会福祉費、社会福祉総務費の 2 2 節・障害者医療費国庫負担金返還金 3 6 万 3 , 0 0 0 円、昨年度の障害者医療費国庫負担金の精算となります。

同目の 2 7 節・国民健康保険特別会計の繰出金（職員給与費等分）マイナス 1 7

3万円、職員異動による減額分及びシステム改修分などとなります。

同節の訪問看護ステーション特別会計繰出金マイナス65万1,000円、人事異動による減額及び新型コロナウイルス感染予防対策費となります。新型コロナウイルス感染予防対策費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。

36ページに移りまして、同節の介護保険特別会計繰出金（職員給与費等分）マイナス11万6,000円及び（地域支援事業分）58万3,000円、職員異動による変更となります。同節の介護保険特別会計繰出金（介護給付費分）過年度分12万1,000円及び（低所得者保険料軽減分）過年度分19万円は、前年度の精算分となります。

次に、2項・児童福祉費、37ページに移りまして、2目・児童措置費の18節・新生児臨時特別定額給付金550万円、国民全員を対象とした10万円の定額給付金は、4月27日を基準日として住民登録がある方を給付対象としておりましたが、この給付金は基準日から令和3年4月1日までに出生した新生児を対象に10万円を給付するものとなります。

同目22節の合計4万2,000円、子育てのための施設等利用給付交付金の前年度精算分となります。

3目・ひとり親家庭福祉費の合計169万4,000円、ひとり親家庭等医療費助成事業を現物給付とするもので、その助成及び国保連等への事務手数料となります。

4目・児童福祉施設費の12節・地域子育て支援拠点事業委託料20万円、子育て支援施設の新型コロナウイルス感染症防止を図るもので、子育て支援センター、スマイルに対する委託料となります。

同節の放課後児童健全育成事業委託料50万円、こちらも新型コロナウイルス感染症防止を図るもので、東庄町放課後児童クラブに対する委託料となります。

同目・18節・一時預かり事業補助金260万7,000円、笹川中央保育園の一時預かり事業につきまして、補助金の対象となったため新規で計上するものでございます。

同節の地域子育て支援拠点事業補助金28万2,000円、こちらも新型コロナウイルス感染症防止を図るもので、神代保育園のなかよし、橘保育園のさくらんぼ

ルームに対する補助金となります。

同節の保育環境改善等事業補助金 1 0 7 万 3 , 0 0 0 円、新型コロナウイルス感染症防止を図るもので、橘保育園、神代保育園に対する補助金となります。

4 款・衛生費、3 8 ページに移りまして、2 目・予防費合計 3 8 万 4 , 0 0 0 円、新型コロナウイルス感染症防止を図るため、マスクやフェイスシールドなどの消耗品の購入及び感染症拡大防止のパンフレットの作成で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、5 目・農地費の 1 8 節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金 2 2 2 万円、菰敷幹線用水路更新事業の追加要望分で、桁沼土地改良区に対する補助金となります。

同節・多面的機能支払交付金 1 2 万 2 , 0 0 0 円、多面的機能支払交付金活動区域の面積確定による増額となります。

8 目・ふれあいセンター費の 1 4 節・施設維持補修工事 2 6 万円、ふれあいセンターの給湯器の故障による修繕工事となります。

次に、6 款・商工費、1 目・商工費、次の 3 9 ページに移りまして、3 目・観光費の 1 4 節・観光施設整備工事費 5 0 7 万 7 , 0 0 0 円、雲井岬つつじ公園のトイレの新設工事に際し、浄化槽の入替えが必要と判明したため、増額補正を行うものでございます。

次に、7 款・土木費、2 項 3 目・道路橋梁費、道路新設改良費の 1 4 節・町道改良工事費 2 , 5 0 0 万円、小学校公民館の交差点に信号を設置するための交差点の改良工事となります。

4 0 ページに移りまして、同目 1 8 節・桁沼土地改良区適正化事業負担金 9 6 万 6 , 0 0 0 円、桁沼耕地にある中学校通学路の道路改良におきまして、パイプラインの敷設替えの必要性が生じたため、事業実施主体となる桁沼土地改良区に対して工事費全体の 4 0 % を町から負担するものとなります。5 年間で総額 6 4 4 万円支払うこととなりますので、債務負担行為を設定しております。

8 款・消防費、1 項 1 目・消防費、常備消防費の 1 8 節・香取広域市町村圏事務組合負担金（新型コロナウイルス感染症対策）5 5 万 6 , 0 0 0 円、消防東庄分署に感染症対策として設置するオゾンガス発生装置と救急感染症防止衣の購入にかかる負担金となります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業と

なります。

次に、9款・教育費、2項・小学校費、41ページに移りまして、1目・学校管理費の10節、合計355万6,000円、感染症対策として消耗品、医薬品を購入する他、壁かけ扇風機の設置などを行います。こちらは国の学校保健特別対策事業費補助金を活用した事業ですが、その残額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、11節・インターネット接続料250万7,000円、校内ネットワークに光アクセス回線接続料、プロバイダー料金及び無線Wi-Fi接続料となります。無線Wi-Fi接続料につきましては、再度、学校が休業となった場合に全ての児童が遠隔授業を受けられるようにインターネット回線のない家庭の通信料を町が負担するものとなります。86台分相当を予定しております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。

次に、17節・学校管理用備品95万3,000円、学校再開に伴う感染症対応、学習保障等にかかる支援事業として、ステープルやシュレッダーなどを整備するものとなります。学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

2目・教育振興費の17節・教材用備品費2,066万4,000円、遠隔授業を実施する際に必要となる電子黒板やパソコン、モバイルWi-Fiルーターなどの購入費です。公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

次に、3項・中学校費、1項・学校管理費の10節、合計195万5,000円、感染症対策として消耗品、医薬材料の購入をするものです。学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

11節・インターネット接続料183万5,000円、小学校と同様、校内ネットワークの光アクセス回線接続料、プロバイダー料金及び無線Wi-Fi接続料となります。無線Wi-Fi接続料は58台分を見込んでおります。

14節・教育施設維持補修工事費400万円、現在利用していない別館の図書室の床及び内壁の補修を行い、感染症対策として生徒を分散させ、多目的に利用出来るようにします。また、普通教室等の手すり腐食しているため、補修工事を行います。

17節・学校管理用備品32万6,000円、空気清浄機などの購入となります。学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

2目・教育振興費の17節・教材用備品費1,060万6,000円、小学校と同様に遠隔授業を実施する際に必要となる電子黒板やパソコンモバイルWi-Fiルーターなどの購入費です。公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

42ページに移りまして、6項2目・保健体育費、体育施設費の17節・施設管理用備品購入費29万4,000円、小型自走式草刈り機等の購入となります。

次に、歳入について申し上げます。恐れ入りますが、議案書の31ページをお願いいたします。

16款・国庫支出金、1項1目5節・国庫負担金の民生費国庫負担金、介護保険国庫負担金9万4,000円、低所得者保険料軽減国庫負担金の前年度の精算分となります。

2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・番号制度補助金の番号制度システム整備費補助金674万3,000円、歳出補正で申し上げました総務費の住民記録及び戸籍附票システム改修にかかる国負担分となります。

同節の個人番号カード交付事業費補助金170万4,000円、同じく歳出補正で申し上げました総務費の通知カード、個人番号カード交付金の国負担分となります。

2節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,336万6,000円、国の2次分の残額となります。この交付金を財源として実施する事業につきまして、参考資料を配付させていただきましたので、後ほどお目通しをいただければと思います。

なお、交付金が今回の歳入予算の補正額を上回る額につきましては、1次分の一般財源を減額して財源振替を行っております。

2目2節・民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金185万1,000円、歳出補正で申し上げました民生費の地域子育て支援拠点事業委託料、放課後児童健全育成事業委託料、一時預かり事業補助金、地域子育て支援拠点事業補助金に対する国の補助金となります。

同節の保育対策総合支援事業費補助金 1 0 7 万 3 , 0 0 0 円、歳出補正で申し上げました民生費の保育環境改善事業補助金の国補助金となります。

5 目 1 節・教育費国庫補助金、教育費補助金の公立学校情報機器整備費補助金 1 , 3 6 1 万 2 , 0 0 0 円、第 1 回臨時会の補正予算（第 2 号）で可決いただきました G I G A スクール構想のタブレット整備に対する補助金の追加交付分及び今回の歳出補正で申し上げました教育費の小中学校の教材用備品に対する国庫補助金となります。

同節の学校保健特別対策事業費補助金 3 1 4 万 6 , 0 0 0 円、学校再開に伴う感染症対策学習保障等に対する国庫補助金で、小学校に 2 0 0 万円、中学校に 1 0 0 万円、また感染症対策のためのマスク等購入支援事業として小中学校合わせて 1 4 万 6 , 0 0 0 円となっております。

1 7 款・県支出金、1 項 2 目 6 節・県負担金、民生費県負担金、介護保険負担金 4 万 7 , 0 0 0 円、国庫負担金と同様、低所得者保険料軽減県負担金の前年度精算分となります。

2 項・県補助金、2 目 5 節・民生費県補助金、児童福祉費補助金のひとり親家庭等医療費等助成事業補助金 8 4 万 7 , 0 0 0 円、歳出補正の民生費で申し上げましたひとり親家庭等医療費等助成金の県負担分となります。

同節の子ども子育て支援補助金 8 6 万 9 , 0 0 0 円、歳出補正で申し上げました民生費の一時預かり事業に対する県補助金となります。

4 目 5 節・農林水産業費県補助金、農地費補助金 3 9 万 3 , 0 0 0 円、歳出補正で申し上げました多面的機能支払交付金に対する県補助金ですが、面積の確定による増額配分によるものとなっております。

1 9 款・寄附金、1 項 2 目 1 節・指定寄附金 3 0 0 万円、ボーテデラボ株式会社様より地域活性化ということで、ふれあいまつりの代替となる花火の打ち上げに対して指定寄附を頂いておりますので、実施主体となりますふれあいまつり実行委員会の交付金の財源として充当し、財源振替を行っております。

2 0 款・繰入金、1 項・特別会計繰入金、3 2 ページに移りまして、3 目 1 節・介護保険特別会計繰入金 1 9 9 万 2 , 0 0 0 円、介護保険特別会計繰出金の前年度精算分となります。

最後に、歳入が歳出に超過する 3 7 万 3 , 0 0 0 円につきまして、2 1 款・繰越

金の前年度繰越金を減額するものとなっております。

続いて、第2条、債務負担行為でございます。28ページの第2表をお願いいたします。

債務負担行為の設定が2件ございます。

まず一つ目、桁沼土地改良区適正化事業負担金で、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額は547万4,000円となります。こちらは歳出補正で申し上げました同名の事業に対する町負担分で、当年度負担分を除いた547万4,000円について、債務負担行為を設定するものとなります。

二つ目は、東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業で、期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は3,285万5,000円となります。GIGAスクール構想による小中学校タブレット整備事業につきまして、ソフト使用料及び保守にかかる費用の当年度負担分を除いた3,285万5,000円について、債務負担行為を設定するものとなります。

以上で一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

3番、桜井荘一君。

3番(桜井荘一君)

41ページのインターネットの接続料、小学校と中学校で、1台当たりの値段が違うと思いますが、これは何か理由がございますか。

議長(山崎ひろみ君)

教育課長、多田克己君。

教育課長(多田克己君)

このインターネット接続料につきましては、各家庭でのWi-Fiの持ち帰りという形の中での接続料、既に小学校、中学校において、もし家庭にパソコンを持ち帰った場合に、Wi-Fi環境がない方へということで確認をしております。その中で、この家庭へ持ち帰った場合の人数の違いといった形となっております。

小学校で86台、中学校で58台という形になりますので、台数によってその通信料が変わってくるという形になっております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第41号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号、東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業に関する契約の締結についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第40号、東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業に関する契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、指名競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであ

ります。

本案件につきましては、予定価格が800万円を超える財産の取得を含むことから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第40号、東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業に関する契約の締結について、ご説明申し上げます。

本事業は、国のGIGAスクール構想に基づき小中学校児童生徒にタブレット端末を整備するものとなります。

事業の内容としましては、タブレット端末の調達、これは901台になりますが、及び各種導入ソフトの設定、5年間の学習支援ソフトの賃貸借、5年間のタブレット端末の保守の三つとなっております。

本事業の執行にあたり、千葉県内に事業所を有し、東庄町及び近隣市町において実績のある業者10社を指名し、8月24日から27日を入札期間として電子入札による指名競争入札を行ったところ、10社中3社の入札があり、チバビジネス株式会社北総営業所が7,974万円に消費税並びに地方消費税797万4,000円を加えた8,771万4,000円で落札しましたので、議会の議決を条件に契約を締結したところでございます。

本契約案件は、予定価格が800万円を超える財産の取得を含むことから、議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第8号及び東庄町条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本件において、物品の購入の部分は5,313万円、そしてソフトウェア賃借料が2,640万円と端末の保守の818万4,000円ということになりまして、このソフトウェアの賃借料については月々44万円、そして保守については月々13万4,600円を支払うという内容の契約となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第40号、東庄町立小中学校GIGAスクール構想タブレット端末整備事業に関する契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からとします。ご苦労さまです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第42号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第9、議案第45号、令和2年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第42号から第45号まで、特別会計3件及び企業会計1件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に、議案第42号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,951万1,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び高額療養費支給システム改良費並びに国保税の口座振替データ集中サービス手数料を盛り込むものでございます。

続いて、議案第43号、令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,226万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出において人件費の減額補正をするものでございます。

続いて、議案第44号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ989万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億812万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金の返還及び一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。財源としましては、前年度繰越金をもって充てるものとするものでございます。

続いて、議案第45号、令和2年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

主な補正の内容は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。営業費用の総経費に406万5,000円を追加いたしまして、事業費用総額で3億9,598万6,000円とするものであります。

この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増額補正をするものでございます。

また、予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を248万8,000円に増額し、2,532万8,000円とするものでございます。

以上、議案第42号から議案第45号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、各担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第42号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の51ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費のうち、2節、3節、4節、18節は、職員の人件費であり、4月の人事異動を反映させたことによる増減額を補正するものでございます。

12節の高額療養費支給システム改修委託料16万5,000円は、千葉県で1月1日の診療から開始いたします、ひとり親家庭等医療費等助成事業に対応したシステムへの改修費用を補正するものでございます。これは窓口で医療費全額を支払う償還払い方式から医療機関の窓口で自己負担額を支払う現物給付方式へ変更となるためでございます。

1款2項1目11節の口座振替データ集中サービス手数料2万3,000円は、一般会計の町税のところで補正説明がございましたが、それと同様に国保税においてもそのシステムを使い、口座振替の事務を執行するため、その手数料を補正するものでございます。

5款3項1目、保健指導事業費の2節、3節、4節、18節は、保健センターに勤務する職員3名の人件費であり、1款の人件費と同様の理由によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の50ページをご覧ください。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金マイナス173万円は、歳出の補正総額と同額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第43号、令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費65万1,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で職員の異動等により給料、手当、共済費等の人件費について85万1,000円の減額補正。2目・訪問看護ステーション事業費で、新型コロナウイルス感染予防対策として、使い捨て手袋、エプロン、手指消毒用アルコール等の防護用品や衛生材料の購入費用として20万円の増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は65万1,000円の減額、歳出合計で2,226万7,000円となります。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、58ページをお願いいたします。

2款・繰入金65万1,000円の減額については、歳出補正で提示をした人件費等について、一般会計繰入金を減額とするものでございます。

以上の結果、歳入補正額は65万1,000円の減額、歳入合計で2,226万7,000円となります。

以上で令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第44号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1

号)について、内容をご説明申し上げます。

議案書の66ページをお願いいたします。

歳出よりご説明を申し上げます。

1款・総務費11万6,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で、共済費、総合事務組合負担金の率の改定等により減額補正するものでございます。

3款・地域支援事業費、補正額58万3,000円は、3項1目・包括的支援事業費で職員の異動により給料、手当、共済費等の人件費について増額補正するものでございます。

5款・諸支出金、補正額942万3,000円は、1項2目・償還金で、令和元年度分の介護給付費及び地域支援事業費の確定精算による国・県社会保険診療報酬支払基金への返還金として743万1,000円、2項1目・一般会計繰入金で、令和元年度分の介護給付費及び地域支援事業費の確定精算による一般会計への返還金として199万2,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は989万円の増額、歳出合計で15億812万1,000円となります。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。戻っていただきまして65ページをお願いいたします。

3款・国庫支出金、補正額217万1,000円は、新規交付金の内示があったことにより、2項4目・介護保険保険者努力支援交付金を新たに科目設定するものでございます。

この交付金は令和2年3月30日に交付された政令により新たに創設されたもので、介護予防・健康づくりに資する取組を重点化した交付金でございます。

7款・繰入金、補正額77万8,000円は、1項1目・介護給付費繰入金で12万1,000円、1項4目・低所得者保険料軽減繰入金で19万円を令和元年度精算による追加交付分として増額補正、1項2目・地域支援事業費繰入金58万3,000円は、職員の異動等による増額補正、1項3目・その他一般会計繰入金11万6,000円は職員の異動等による減額補正をするものでございます。

8款・繰越金、補正額694万1,000円は、令和元年度の介護給付費等の精算による返還金等で不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入の補正額は989万円の増額、歳入合計で15億812万1,000円となります。

以上で令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長(鈴木秀樹君)

それでは、議案第45号、令和2年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

議案書の76ページをお願いいたします。

令和2年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画内訳書でございます。

収益的支出のうち支出では、第1款・事業費用、1項・営業費用、4目・総務費に406万5,000円を追加し、事業費用総額で3億9,598万6,000円にするものでございます。この補正につきましては、人事異動等に伴う人件費を補正するものでございます。

内訳につきましては、節の記載のとおり、給料が96万1,000円の増、手当が82万9,000円の増、法定福利費が69万8,000円の増、負担金が157万7,000円の増となります。

戻りまして、72、73ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

当期純利益が既決予定額6,204万2,000円から406万5,000円減額となり、5,797万7,000円となります。

次に、73ページの下段の下から2行目、資金期首残高ですが、決算によりまして、1億4,249万1,000円の減額をし、8億5,706万5,000円となります。

こちらを合計しますと、資金期末残高では9億2,455万3,000円となる予定でございます。

続いて、74、75ページは、こちら給与費の補正前、補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくご審議の

ほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第42号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和2年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10、認定第1号、令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本決算について提出者から説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一般会計の他、特別会計5件及び企業会計2件、合わせて8会計の令和元年度決算について、その提案理由を申し上げます。なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付してございます。よろしくご審議をいただきまして、認定くださいますよう、お願いを申し上げます。

最初に、認定第1号、令和元年度一般会計の決算について申し上げます。

令和元年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ69億6,900万円でしたが、5億6,865万5,000円の追加補正の結果、最終予算は75億3,765万5,000円となり、前年度からの繰越事業費繰越額2億8,813万5,000円を加算しますと予算現額は歳入歳出それぞれ78億2,579万円となり

ました。平成30年度の予算現額は61億7,371万4,000円でしたので、比較しますと16億5,207万6,000円の増となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況ですが、歳入においては68億4,416万7,000円が収入されており、前年度比8億3,613万円、13.9%の増となっております。このうち町税などの一般財源は48億8,690万1,000円、歳入に占める比率は71.4%、分担金及び負担金の特別財源は19億5,726万6,000円、歳入に占める比率は28.6%となっております。

一方、歳出では、61億5,657万2,000円が執行されております。前年度と比べ6億2,355万5,000円、11.3%の増となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は6億8,759万5,000円となり、繰越明許によります翌年度に繰り越すべき財源が1億9,891万2,000円でしたので、実質収支は4億8,868万3,000円となりました。

決算の増額の主な要因でございますけれども、小学校の大規模改修、そして給食センターなどの建設など、建設事業の増加によるものとなっております。

それでは、歳入歳出、特筆されるものを申し上げます。

最初に歳入でございますが、町税全体決算額は14億9,692万円となっております。町税につきましては3,039万1,000円、2.1%の増となりました。

次に、地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税共に増加となり、前年度と比べ8,953万8,000円の増、17億8,545万9,000円となっております。

続いて、国庫支出金ですが、小学校大規模改修や放課後児童クラブの建設に対す補助金などにより1億7,928万6,000円増の5億5,240万1,000円の決算となりました。

次に、県支出金でございますけれども、農業関係の補助金の増額により4,484万7,000円増の3億9,024万3,000円となりました。

次に、繰入金でございますけれども、財政調整基金の取崩しによりまして、前年度より3億7,029万8,000円増の5億6,792万9,000円となりました。

次に、繰越金でございますけれども、前年度と比べて1,385万3,000円

増の4億7,502万円の決算額となりました。

歳入最後の町債は、前年度より9,100万円増の8億9,090万円となっております。

続きまして、歳出決算について増減額の大きなものを申し上げます。

初めに、総務費ですが、地域イントラネット基盤施設整備工事や地域防災計画改定業務の終了などによりまして、前年度比520万7,000円減の6億3,730万5,000円の決算となっております。

次に、民生費でございますが、放課後児童クラブの建設によりまして、前年度と比較し2億33万円増の17億470万5,000円の決算となりました。

次に、衛生費であります。保健福祉総合センターの空調整備の更新工事などによりまして、前年度と比較して3,980万8,000円増の8億1,764万5,000円となりました。

次に、農林水産業費では、各種補助金の増額などによりまして、前年度と比べまして1,663万2,000円増の2億5,061万8,000円となっております。

次に、商工費では、雲井岬つつじ公園の整備によりまして、前年度比1,831万6,000円増の1億626万3,000円となっております。

次に、土木費では、道路整備の繰越しがあったことにより、前年度比1億900万6,000円減の3億1,744万2,000円となっております。

次に、消防費でございますけれども、非常備消防は減額となったものの、常備消防は増額となり、結果前年度比270万4,000円増の2億6,940万円の決算となっております。

次に、教育費では、小学校大規模改修工事や給食センター建設工事などによりまして、前年度と比較し、4億8,811万4,000円増の14億8,574万2,000円となっております。

以上、一般会計決算の主なものについて申し上げます。

続いて、認定第2号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は19億7,838万6,000円で、前年度より388万5,000円の減、一方、歳出総額は前年度より748万7,000円減の17億8,071

万8,000円で、歳入歳出差引額は1億9,766万8,000円でありました。

続いて、認定第3号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますけれども、歳入総額は1億6,358万9,000円で、前年度より307万9,000円の増、一方、歳出総額は前年度より260万9,000円の増で、1億6,299万2,000円で、歳入歳出差引額は59万7,000円でありました。

続いて、認定第4号、令和元年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入につきましては、主に食肉センターの事業収入となりますけれども、前年度と比較いたしますと、処理頭数は490頭の増となりましたが、歳入合計では4,634万7,000円減の1億3,590万円となりました。

一方、歳出につきましては、事業費として9,625万8,000円支出の他、積立金として504万6,000円の財政調整基金として積み立てるなど、歳出合計では1億1,130万4,000円となり、前年度と比較しますと5,125万3,000円の減となっております。

また、平成19年度より指定管理者制度の導入によりまして、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施をしております。

続いて、認定第5号、令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計決算について申し上げます。

令和元年度の訪問看護ステーションの歳入決算の総額は2,458万3,000円、前年度比6.2%の増となりました。増額の主な要因でございますけれども、繰入金の増によりまして増えたものでございます。

一方、歳出決算の総額は2,126万円、前年度比2.0%の減となりました。

以上、差引の収支で332万3,000円の黒字となっております。

続いて、認定第6号、令和元年度東庄町介護保険特別会計決算について申し上げます。

令和元年度は、第7期介護保険事業3ヶ年の第2年度目でございます。高齢化が進んでおりまして、被保険者数、要介護認定者数、保険給付費は年々増加をしております。

歳入決算の総額は14億9,108万8,000円、前年度比4.5%の増とな

りました。増額の主な要因でございますけれども、歳出の保険給付費が増加したことにより、各交付金等の額が増えたことによるものでございます。

一方、歳出決算の総額は14億1,939万円、前年度比6.1%の増となりました。増額の主な要因でございますが、全体の構成比で92.0%を占め、保険給付費が増となったことによるものでございます。

以上、差引の収支で7,169万8,000円の黒字となりましたが、令和2年度に精算を行いますと、実質的な余裕資金は6,150万円程度となる見込みでございます。

続いて、認定第7号、令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、剰余金の処分につきましては、議会の議決を求めると共に、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものでございます。

まず、決算につきましては、収益的収入で4億3,048万6,000円、収益的支出で3億4,182万8,000円となりまして、収支差引では8,865万8,000円の純利益となっております。

次に、資本的収支では、収入は569万1,000円で、支出として建設改良費、固定資産取得費、企業債償還金に合わせて6,143万5,000円となっております。

次に、令和元年度末における給水戸数は4,026戸、給水人口は1万1,667人となっております。

また、当年度末処分利益剰余金、純利益分ではありますが、処分については議会の議決を求めるものでございます。

続いて、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師4名の診療体制と合わせて非常勤医師によります整形外科、循環器内科の診療を実施いたしております。

また、介護療養型医療施設として施設入所サービス、そしてショートステイ、居宅療養管理の他、訪問リハビリ、通所リハビリを実施しております。

令和元年度の経営状況を見てみますと、前年度に比べ入院延べ患者数で1.2%

の増、外来延べ患者数では0.7%の減となっております。

決算の内容でございますが、収益的収支の収入が10億6,043万7,000円に対し、支出が10億6,771万円で、727万3,000円の純損失となりました。

次に、資本的収支でございますが、収入が1億1,357万6,000円に対し、支出が2億612万1,000円で、不足する9,254万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填したところでございます。

以上で、一般会計を含めまして8会計の決算につきまして認定をいただくにあたりまして、提案理由を申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長、事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町長、ありがとうございました。

内容説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどとします。ご苦労さまです。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

内容説明を続けます。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和元年度一般会計の決算について、その内容をご説明申し上げます。

説明につきましては、お手元に配付させていただきました決算参考資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計の決算の状況ですが、（1）決算規模は、歳入の総額が68億4,416万7,000円、歳出の総額では61億5,657万2,000円となりまして、前年度と比較いたしますと歳入では8億3,613万円、13.9%の増となり、

歳出では6億2,355万5,000円、11.3%の増となりました。

(2) 決算収支の状況ですが、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、アといたしまして、6億8,759万5,000円となりました。このうち令和2年度への繰越事業の一般財源としてイの欄で1億9,891万2,000円がございますので、これを差し引ましてウの欄で4億8,868万3,000円が実質収支の額となっております。

この実質収支の額から平成30年度の実質収支の額を差し引いたものが単年度収支としてエの欄の1億2,466万3,000円となります。

次のオ並びに一つ置いたキの欄は、財政調整基金の積立並びに取崩しの決算額でございまして、オの積立額は利子分でございます32万6,000円、キの積立金取崩し額は5億3,200万円となりました。

一つ戻りまして、カ町債の繰上償還額についてはございませんでした。

この結果、単年度収支の額、エに財政調整基金への積立金オの額を加え、財政調整基金の取崩額キを引いた額が実質単年度収支クの欄となり、マイナス4億701万1,000円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。なお、この後、予算決算常任委員会へ付託される予定と聞いておりますので、私からは主立ったものを申し上げますので、あらかじめご了承をいただきたいと存じます。

最初に、歳入決算について申し上げますので、第1表をお願いいたします。

歳入決算の総額68億4,416万7,000円のうち町税を初めとする一般財源の総額は48億8,690万1,000円で、歳入決算の71.4%を占めております。残りの28.6%は特定財源で、国保及び県支出金などの19億5,726万6,000円となっております。

第1款の町税の決算額は14億9,692万円で、前年度より3,039万1,000円、2.1%の増となっております。町民税の増によるものでございます。

次の第2款の地方譲与税の決算額は7,556万6,000円で、前年度比5万円、0.1%の増となっております。これは自動車重量譲与税の増と森林環境譲与税の新設によるものでございます。

次の第3款の利子割交付金の決算は111万4,000円、対前年97万5,000円の減となっております。

次に、第4款の配当割交付金及び第5款の株式等譲渡所得割交付金であります。この二つの交付金につきましては、上場株式の配当及び譲渡益に対して課される税を原資に交付されるものでございます。配当割交付金は対前年92万4,000円増の777万8,000円の決算額、株式等譲渡所得割交付金は117万2,000円減の512万8,000円の決算額となっております。

第6款の地方消費税交付金につきましては、前年度より651万8,000円減となり、2億3,134万6,000円の決算となりました。

第7款は、ゴルフ場利用税交付金で、決算額は前年度と比べ87万円減の1,140万1,000円となっております。

第8款と第9款は、自動車取得税交付金及び環境性能割交付金でございますが、自動車取得の際の税金は、令和元年9月までは自動車取得税、10月からは環境性能割となります。その額は、自動車取得税交付金が1,150万1,000円減の1,576万8,000円、環境性能割交付金が460万4,000円の決算となります。

第10款の地方特例交付金は、前年比2,023万6,000円増の2,662万1,000円となります。子ども・子育て支援臨時交付金の新設による増額でございます。

次に、歳入決算総額の26.1%を占めております第11款の地方交付税でございます。普通交付税で4,991万5,000円、特別交付税で3,971万5,000円の増となり、総額で前年度から8,953万8,000円増となる17億8,545万9,000円の決算となりました。

次に、第12款の交通安全対策特別交付金の決算は、221万8,000円、対前年21万円の減となっております。

第13款の分担金及び負担金は、対前年2,118万2,000円減の9,624万9,000円の決算となりました。保育所保育料の無償化などによる減額となっております。

次の14款・使用料及び手数料は、前年度比198万4,000円減の2,132万6,000円の決算となっております。主なものは町道占用料534万円、証明手数料641万1,000円などとなっております。

15款は国庫支出金ですが、小学校大規模改修事業などにより、全体では前年度

比1億7,928万6,000円増額の5億5,240万1,000円の決算となっております。

16款の県支出金では、全体で4,484万7,000円増額の3億9,024万3,000円の決算となりました。放課後児童クラブ建設に対する補助金や産地整備事業補助金などによる増額でございます。

17款・財産収入では、83万5,000円増の303万9,000円の決算額となりました。

18款の寄附金ですが、全体で1,137万3,000円増の1,747万2,000円の決算となりました。指定寄附金の増によるものでございます。

次に、19款の繰入金では、3億7,029万8,000円増の5億6,792万9,000円の決算となっております。財政調整基金の取崩しの増加が増額の要因となっております。

次に、20款の繰越金につきましては、前年度より1,385万3,000円増の4億7,502万円の決算となりました。

21款・諸収入ですが、2,330万5,000円増の1億6,566万3,000円の決算となりました。

歳入決算の最後は、22款の町債でございます。臨時財政対策債は1億6,300万円発行しまして、これは前年比3,500万円の減となっております。

また、過疎対策事業債ですが、ソフト分としまして4,280万円、ハード分としまして6億8,510万円、合計8億9,090万円となっており、前年度と比較しまして9,100万円増額となっております。

なお、令和元年度末の地方債現在高については、後ほどご説明させていただきます。

以上、歳入決算の総額は68億4,416万7,000円となりまして、前年度と比べ8億3,613万円、13.9%の増額となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上の表でございますが、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

それでは次に、歳出決算の説明に入らせていただきます。

第2表、令和元年度の歳出決算の総額は、61億5,657万2,000円となりまして、平成30年度と比較いたしますと6億2,355万5,000円、11.3%の増となっております。

目的別歳出決算の状況は、第2表のとおりでございますが、歳出決算総額に対して構成比の高い順に見てみますと、民生費が17億470万5,000円、27.7%で最も高く、次に教育費の14億8,574万2,000円、24.1%。3番目が衛生費の8億1,764万5,000円、13.3%。以下、総務費、公債費、土木費の順となっております。

それでは、順を追ってご説明申し上げます。

最初に第1款・議会費でございますが、304万4,000円、4.3%増の8,246万1,000円の決算となりました。平成30年度中に議員の欠員が生じていた関係で増額となっております。

続いて、2款の総務費では、決算額6億3,730万5,000円で、対前年では520万7,000円、0.8%減額となっております。地域イントラネット機器更新事業や洪水ハザードマップ作成業務の終了によるものとなります。

次は3款の民生費ですが、前年度と比較しまして2億33万円、13.3%増の17億470万5,000円の決算となっております。放課後児童クラブ新設工事による増額となっております。

次に、第4款の衛生費です。決算額8億1,764万5,000円、前年度より3,980万8,000円、5.1%の増額となりました。保健福祉総合センターの空調設備の更新工事による増額でございます。

第5款の農林水産業費の決算額は2億5,061万8,000円で、対前年1,663万2,000円、7.1%の増となりました。増額の主な要因は、農業関係補助金の増額などによるものとなっております。

続いて、第6款は商工費でございます。決算額といたしまして、前年度より1,831万6,000円、20.8%増額の1億626万3,000円となっております。雲井岬つつじ公園の拡張整備により増額となっております。

続きまして、第7款の土木費ですが、前年度比1億900万6,000円、25.6%減の3億1,744万2,000円となっております。事業の繰越しなどにより減額となっております。

第8款は消防費でございます、前年比270万4,000円増の2億6,940万円の決算となっております。香取広域市町村圏事務組合の負担金で、常備消防が増額決算となっております。

次に、9款の教育費について申し上げます。歳出決算の総額は対前年比4億8,811万4,000円、48.9%増の14億8,574万2,000円の決算となりました。新給食センター建設、小学校大規模改修などが増額の主な要因となっております。

次の10款・災害復旧費ですが、前年比2,214万7,000円増の3,997万2,000円の決算となっております。

次に、第11款・公債費について申し上げます。公債費の決算額は4億3,731万7,000円となり、前年度と比較しまして691万5,000円の減となっております。なお、起債の残高や償還額の状況については後ほどご説明申し上げます。

歳出決算の最後は、12款の諸支出金でございます。決算額は770万2,000円となりまして、4,677万2,000円の減額となりました。

以上、一般会計の目的別歳出の状況について、ご説明いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出決算について、性質別の状況を示したものでございます。

それでは、消費的経費と投資的経費について、その決算額及び構成比をみてみますと、消費的経費34億7,273万5,000円で、構成比が56.4%、投資的経費は16億1,566万7,000円、26.2%の構成比となっております。また、前年度と比較しますと、消費的経費の決算額では9,712万5,000円の増、投資的経費では5億7,538万8,000円の増となっております。

それでは、性質別歳入決算について、第3表で見たいと思います。

まず、消費的経費のうち人件費の決算額は8億7,073万5,000円、前年度と比べますと3,530万4,000円、4.2%の増となりました。職員数の増により増額決算となっております。

消費的経費の2番目は物件費で、決算額は6億4,104万7,000円、前年度と比べ3,081万5,000円、率にしますと5.0%の増となっております。

3番目は維持補修費で、決算額は1,384万5,000円で、前年度と比べ2

3 1 万 8 , 0 0 0 円の減となっております。

4 番目は扶助費でございます、7 億 9 , 7 1 1 万 4 , 0 0 0 円の決算で、1 , 0 2 4 万 4 , 0 0 0 円、1 . 3 % の増となっております。自立支援給付費などの増額が主な要因となっております。

消費的経費の最後は、補助費等でございます。決算額は1 1 億 4 , 9 9 9 万 4 , 0 0 0 円となり、前年度と比較しますと2 , 3 0 8 万円、2 . 0 % の増となっております。農業関係補助金の増額が増額の主な要因となっております。

人件費から、ただいま申し上げました補助費等まで、消費的経費の決算額は、先程申し上げましたように3 4 億 7 , 2 7 3 万 5 , 0 0 0 円になりまして、歳出決算総額に対する構成比は5 6 . 4 % を占めることとなります。

次に、投資的経費のうち普通建設事業ですが、前年度決算より5 億 5 , 3 2 4 万 1 , 0 0 0 円、5 4 . 1 % の増となり、1 5 億 7 , 5 6 9 万 5 , 0 0 0 円の決算となりました。新給食センター建設事業、小学校大規模改修事業、放課後児童クラブ建設事業などが要因となっております。

次の災害復旧事業につきましては、目的別歳出を災害復旧費でも申し上げました内容と同様で、3 , 9 9 7 万 2 , 0 0 0 円の決算となっております。

続いて、公債費ですが、こちらも目的別歳出の公債費と同様で4 億 3 , 7 3 1 万 7 , 0 0 0 円の決算額となっております。

次に、投資及び出資金・貸付金でございます。

決算額は6 , 5 0 0 万円となり、前年度決算に対して2 4 3 万 9 , 0 0 0 円、3 6 % の減となっております。

続きまして、積立金でございますが、決算額は7 7 0 万 1 , 0 0 0 円となります。

性質別決算の最後は繰出金でございます。決算の額は5 億 5 , 8 1 5 万 2 , 0 0 0 円となり、前年度決算額と比較して6 8 6 万 9 , 0 0 0 円、1 . 2 % の増となります。これは介護保険特別会計、訪問看護ステーション特別会計への繰出金が増加していることによるものでございます。

以上、人件費から繰出金まで性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4 ページから5 ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、5ページの下の方の財政構造についてご説明いたします。地方公共団体の財政力を表す数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間平均で表します。本町における令和元年度の財政力指数は0.474となりまして、平成30年度の財政力指数0.473、比較すると0.001ポイント増加しております。

次に、財政構造の弾力性を表します経常収支比率でございますが、性質別経費の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除しています。この数値は89.8%で、前年度の89.9%より0.1%改善しております。

また、この数値の計算式において、分母となる経常一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は94.0で、前年度より1.1%改善しております。

経常収支比率は、短期的には上下動がございますが、増加傾向となり、今後も更なる経常経費の節減合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めなければならないと考えております。

次の6ページでは、過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにしております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、大変恐縮ですが、80ページをお願いいたします。

この表は、令和元年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。

一般会計における町債の状況につきまして、借入れ先事業ごとに令和元年度末と平成30年度末の残高を次の81ページにわたって列記しております。

81ページの一番下の合計欄で見いただきますと、令和元年度末現在の残高は、元金が40億2,556万6,000円、これに利子の残高6,706万円を合わせますと、合計40億9,262万6,000円となっております。平成30年度末の元利計の現在高と比べて4億4,604万5,000円の増加となりました。また、この額を単純に令和元年度末の住民基本台帳人口1万3,753人で割り返してみますと、一人当たり29万8,000円という数値になります。この数値は、前年度一人当たり26万1,000円と比べ、3万7,000円増加した計算になります。

次の82ページでは、水道事業会計並びに病院事業会計の企業債の状況を表にしたものでございます。

次に、その下の表で、第1款及び損失補填の状況について申し上げます。

区分欄に記載のように全て債務負担でございまして、損失の補償はございません。将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございますが、全部で7件ございます。国営大根用水土地改良事業負担金及びちば電子調達システムサービス提供業務の2件は、前年度より引き続いてございまして、町勢要覧、香取市東庄町病院組合解散に伴う精算金等、東庄町学校給食センター調理等業務委託、国土強靱化地域計画策定業務委託、東庄小学校スクールバス管理運行業務委託の5件につきましては、令和元年度に新たに設定したものといたします。7件、合計いたしまして、令和元年度末で7億6,871万2,000円となっております。

それでは大変恐縮ですが、決算書本冊の方をお願いいたします。

357ページをお願いいたします。

こちらの財産に関する調書について申し上げます。

1番として、公有財産でございまして、(1)土地及び建物(普通財産)と、次のページの(2)土地及び建物(行政財産)について表にしております。

最初に(1)普通財産ですが、土地につきまして、畑の決算年度中増減高がマイナス5,570平方メートルとなっております。これは東庄中学校の駐輪場用地について、畑だったものを行政財産に変更したものですので、次の358ページの土地の公共用財産、学校について、同面積分増加となっております。

建物につきましては、木造の公共用財産、その他の施設が471平方メートル増加となっております。こちらは放課後児童クラブの建設による増となっております。また、非木造の公共用財産、学校のマイナス995平方メートルにつきましては、中学校の技術棟及びプールの解体などに伴う減少となっております。

続いて、359ページの(3)出資による権利ですが、こちらの増減はなく、決算年度末現在高は1,124万円及び5株となっております。

続きまして、2番、物品について申し上げます。決算年度中の増減ですが、自動車について1台増となっております。

続きまして、360ページをお願いいたします。

3番で基金について申し上げます。今年度から一部様式を変更しまして、決算年度中、増減高の欄を、増加高と減少高をわかるように表示しました。

それでは、(1)特定目的基金の一般会計から見ていきますと、まず財政調整

基金は利子分の積立32万6,000円、取崩し5億3,200万円で、合計は5億3,167万4,000円の減で、決算年度末現在高は6億5,466万4,000円となっております。

次の減債基金につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次の公共施設整備基金ですが、利子分9万円を積み立てまして、決算年度末現在高は1億5,373万9,000円となっております。

次の地域福祉基金も利子分として1万1,000円を積み立てたため、決算年度末現在高は5,669万4,000円となっております。

続きまして、町民バス購入基金も利子分3,000円の増、決算年度末現在高は1,875万6,000円となっております。

続いて、奨学基金では、指定寄附200万円の積立を行い、奨学基金事業の交付金として50万円の取崩しを行いましたので、結果として150万円の増額となり、年度末現在高は624万円となりました。

次のふるさと応援基金ですが、ご寄附を頂きました460万7,000円を新規に積み立てましたが、1,701万7,000円取崩しを行いましたので、結果として1,241万円の減となり、年度末現在高は259万4,000円となりました。

なお、決算書におきましては、基金の状況について3月末現在の状況を記載することとされております。出納整理期間に指定寄附として判明した3万5,000円につきましては、出納整理期間中に積立を行いましたので、欄外に備考として記載してございます。

一般会計の最後は森林環境基金で、令和元年度に新設した基金でございます。森林環境譲与税を財源として、62万8,000円を積み立てております。

次の特別会計につきましては、私からは割愛させていただきまして、(2)定額運用基金につきましては、郵便切手類購入基金と土地開発基金となります。

土地開発基金につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

郵便切手類購入基金でございます。この基金は、60万円の定額運用基金でございますので、年度中において有価証券としての郵便切手類と現金との間では移動がございますが、結果的には増減のない基金となっております。

次に、土地開発基金ですが、決算年度中の増減はございませんでした。

最後に361ページの表は、先程郵便切手類購入基金の60万円について、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして説明があろうかと思っておりますので、私からは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、認定第2号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算参考資料の65ページをご覧ください。

（1）決算状況でございますが、上段の円グラフにつきましては、令和元年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は19億7,838万6,000円、対前年度比マイナス388万5,000円、0.2%の減額でございます。

歳出総額は17億8,071万8,000円、マイナス748万7,000円、0.4%の減額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きしますと、1億9,766万8,000円の黒字決算でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・国民健康保険税は、決算額4億345万4,000円で、対前年度比5,416万8,000円、11.8%の減となっております。要因といたしましては、保険税の賦課方式のうち資産割を廃止したことによる収入減が主なものでございます。

5款・県支出金は、決算額11億5,318万6,000円で、対前年度比946万8,000円、0.8%の増となっております。増加の要因は、医療費が増えたことによる普通交付金の増額と特定健康診査の受診者数増加に伴う負担金の増額によるものでございます。

7款・繰入金は、決算額2億899万2,000円で、対前年度比351万4,

000円、1.7%の減であります。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

2款・保険給付費は、決算額11億1,966万4,000円で、対前年度比750万7,000円、0.7%の増となりました。保険給付費は歳出の円グラフにおいて62.9%を占めており、医療機関へお支払いをする診療費が主なものでございます。

3款・国民健康保険事業費納付金は、決算額4億9,636万8,000円、対前年度比2,068万円、4.3%の増となりました。これは県への納付金で、医療費の増加に伴う増額が要因でございます。

5款・保健事業費は、決算額5,190万4,000円で、対前年度比241万7,000円、4.9%の増となりました。主なものは、特定健康診査及び特定保健指導並びに保健センターに勤務する職員3名分の人件費でございます。

6款・基金積立金は、決算額7,010万3,000円、前年度とほぼ同額でございます。

なお、令和元年度末の基金残高は2億4,020万4,000円となっており、決算書本冊360ページに掲載してございます。

続きまして、66ページをご覧ください。

66ページから69ページは、過去5年間の決算額推移、被保険者一人当たり療養諸費用額の推移、被保険者一人当たり保険税額の推移、保険給付状況、被保険者の異動状況を掲載してございます。

以上で説明を終わりにいたします。

続きまして、認定第3号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

決算参考資料の70ページをご覧ください。

決算の状況でございますが、歳入総額は1億6,358万9,000円、対前年度比307万9,000円、1.9%の増額でございます。

歳出総額は1億6,299万2,000円、対前年度比260万9,000円、1.6%の増額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きいたしますと59万7,000円の黒字決算でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1 款・後期高齢者医療保険料は、決算額 1 億 2,263 万 5,000 円で、構成比 75.0%、前年度と比較いたしまして、968 万 2,000 円、8.6%の増額となりました。

3 款・繰入金は、決算額 4,011 万円で、構成比 24.5%、対前年度と比較しマイナス 297 万 4,000 円、6.9%の減額となりました。

この内訳は、一般会計からの保険基盤安定繰入金 3,844 万 6,000 円と事務費繰入金 166 万 4,000 円でございます。1 款と 3 款で歳入全体の 99.5%を占めております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

1 款・総務費でございますが、これは後期高齢者医療にかかるコンピュータの使用料等の事務費などで、決算額 174 万 6,000 円、構成比 1.1%、前年度比較 14 万 6,000 円、9.1%の増額でございます。

2 款・後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは後期高齢者医療保険の運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、加入市町村が保険料負担金及び保険基盤安定負担金として支払う納付金で、決算額 1 億 6,117 万 7,000 円、構成比 98.9%、対前年度と比較し 259 万 3,000 円、1.6%の増額でございます。

以上で説明を終わりにいたします。国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、決算常任委員会において担当よりご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

農政担当課長、土屋富士雄君。

農政担当課長（土屋富士雄君）

それでは、認定第 4 号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について、内容の説明を申し上げます。

決算参考資料の 71 ページをお願いいたします。

初めに、歳入歳出決算の状況について、ご説明を申し上げます。

歳入の合計ですが、1 億 3,590 万円で、前年度と比較しまして 4,634 万 7,000 円、率にして 25.4%の減となりました。減額の要因につきましては、

平成30年度食肉センターの大規模新規工事があり、財政調整基金を4,781万円取崩し、令和元年度については財政調整基金の取崩しを行ったことによるものでございます。

それでは、1款・事業収入ですが、センターの各種使用料で1億1,615万7,000円で、前年度と比較しまして187万1,000円の増となっております。

次に2款・繰越金ですが、1,969万1,000円で、前年度と比較しまして20万4,000円の減となっております。

次に、3款・財産収入ですが、財政調整基金の積立利息で4万5,000円となっております。

次に、4款・諸収入7,000円で、歳計金の預金利子となっております。

次に、5款・繰入金ですが、財政調整基金の取崩しを必要とする事業等がありませんでしたので、ゼロ円となっております。

続きまして、歳出ですが、合計1億1,130万4,000円で、前年度と比較して5,125万3,000円、率にして31.5%の減となりました。

1款・事業費ですが、食肉センターの維持管理運営にかかる経費で、指定管理料及び消費税等で9,625万8,000円、前年度比3,625万7,000円の減となっております。

次に、2款・積立金504万6,000円を食肉センター特別会計財政調整基金として積立いたしました。前年度比1,499万6,000円の減となっております。

次に、3款・諸支出金ですが、一般会計への繰出金1,000万円を一般会計に繰り出してあります。これは前年度と同額でございます。

歳入合計の1億3,590万円から歳出合計の1億1,130万4,000円を差し引いた2,459万6,000円が翌年度の繰越しとなっております。

次に、搬入及び処理頭数について説明をいたします。決算参考資料の72ページをお願いいたします。

産地別搬入頭数ですが、(2)の円グラフのとおりとなっております。搬入頭数につきましては、9万9,212頭で、東庄町が6万2,904頭、旭市が2万4,390頭と主な搬入の市町となっております。

と畜処理頭数につきましては、9万9,212頭で、前年度比490頭、0.5%

の増となりました。食肉センターの稼働日数は239日で、1日平均処理頭数は約415頭でした。

次に、財政調整基金について説明いたします。

決算書分冊の360ページをお願いします。

の特別会計の表をご覧くださいと思います。

食肉センター財政調整基金ですが、令和元年度は504万6,000円を積立、2億3,115万4,000円の残高となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、認定第5号、令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の73ページをお願いいたします。

最初に、下段の（2）訪問看護利用状況ですが、令和元年度の利用者数の合計は235人、延べ件数1,257件でございます。

平成30年度と比較しますと利用者数の合計で15人、6.0%の減、延べ件数では合計で182件、12.6%の減となりました。利用者数の減少の要因は、死亡、長期入院等によるもの、延べ件数の減少の要因は、利用者数減少により、利用回数が減ったことによるものでございます。

続いて、決算の状況について、ご説明をいたします。

初めに、歳入から申し上げます。

1款・事業収入は1,135万8,000円、構成比は全体の46.2%、前年度との比較では146万8,000円、11.4%の減となりました。減額の主な要因は、利用者数の減少によるものでございます。

2款・繰入金は1,176万6,000円、構成比は全体で47.9%、前年度との比較では755万2,000円、179.2%の増となりました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3款・繰越金は145万4,000円、構成比は全体の5.9%、前年度との比較では456万6,000円、75.8%の減となりました。これは前年度からの

繰越金でございます。

4款・諸収入は5,000円、構成比は全体の0%、前年度との比較では7万6,000円、93.8%の減となりました。主なものはイベント時の謝金となります。

以上、歳入合計では2,458万3,000円、前年度との比較では144万2,000円、6.2%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出につきましては、1款・事業費のみで2,126万円、前年度との比較では42万7,000円、2.0%の減となりました。事業費の内訳内容ですが、職員3名分の人件費がほとんどで、その他パソコンシステムの保守委託料及び使用料、訪問用車両2台分の燃料費及び維持費などがございます。

以上の結果、歳入歳出差引332万3,000円の黒字となりました。これにつきましては、令和2年度への繰越しとなります。

以上で令和元年度訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号、令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の74ページをお願いいたします。

令和元年度は、第7期介護保険事業計画3か年の第2年度でありました。年々第1号被保険者数、認定者数、サービス受給者数が増え、介護給付費につきましても年々増加をしております。

それでは、歳入について主なものを申し上げます。

1款・保険料は3億412万7,000円、構成比は全体の20.4%を占めており、前年度との比較では131万9,000円、0.4%の減となりました。減額の主な要因は、消費税率の引上げに伴い実施されました低所得者保険料軽減強化が実施されたことによるものです。減少分の介護保険料につきましては、低所得者保険料軽減繰入金として補填をされております。

3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

3款・国庫支出金は3億1,313万4,000円、4款・支払基金交付金は3億6,661万7,000円、5款・県支出金は1億9,836万9,000円、

合計しますと8億7,812万円、構成比では全体の58.9%を占めており、前年度との比較では3,689万3,000円、4.4%の増となっております。この増額の主な要因は、保険給付費の増加に伴い、県・国からの負担金が増額されたことによるものでございます。

7款・繰入金は2億1,869万9,000円、構成比は14.7%、前年度との比較では1,022万1,000円、4.9%の増となりました。内訳は介護保険法で定められた介護給付費等の町負担分、職員給与等の繰入金、低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8款・繰越金は8,979万2,000円、構成比は6.0%、前年度との比較では2,027万4,000円、29.2%の増となりました。これは、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では14億9,108万8,000円、前年度との比較では6,395万2,000円、4.5%の増となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

1款・総務費は3,942万円、構成比は全体の2.8%、前年度との比較では124万2,000円、3.3%の増となりました。主なものは職員4名分の人件費、システム使用料及び介護認定審査会などに要する費用でございます。

2款・保険給付費は13億539万8,000円、構成比は全体の92.0%と歳出の大部分を占めております。

前年度との比較では、7,511万6,000円、6.1%の増となりました。増額の主な要因は、認定者の増加に伴うサービス利用量の増加によるものでございます。

主な内容としては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費などの介護保険サービス利用に対する給付費用でございます。

なお、下段の表、(2)保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

3款・地域支援事業費は4,740万5,000円、構成比は3.3%、前年度との比較では18万7,000円、0.4%の減となりました。

主な内容は、職員2名分の人件費、一般介護予防などに要する費用でございます。

5款・諸支出金は2,716万7,000円、構成比は1.9%、前年度との比

較では5 8 7万5 , 0 0 0円、2 7 . 6 %の増となりました。増額の主な要因は、前年度の介護給付費などの精算による国庫支出金等の返還金が増えたことによるものでございます。

以上、歳出合計は1 4 億1 , 9 3 9万円、前年度との比較では8 , 2 0 4万6 , 0 0 0円、6 . 1 %の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差引7 , 1 6 9万8 , 0 0 0円の黒字となりました。なお、国庫支出金等の精算を令和2年度に行うわけですが、精算後における余裕資金は6 , 2 5 0万円程度になる見込みでございます。

続きまして、介護保険給付準備基金の状況について、ご報告をいたします。

決算書分冊の3 6 0ページをお願いいたします。

中ほどの 特別会計、2 段目に記載しております介護保険給付準備基金につきましては、令和元年度末に定期預金運用利子6 万3 , 0 0 0円を積み立てており、年度末残高は1 億2 , 0 5 2万8 , 0 0 0円となっております。

以上で令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

なお、訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、認定第7号、令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。

最初に決算につきまして、恐れ入ります決算参考資料の7 5ページをお願いいたします。

決算状況の（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入は4 億3 , 0 4 8万6 , 0 0 0円で、前年度の比較では9 6 0万8 , 0 0 0円の減額となっております。

収入のうち営業収益が3 億3 , 9 6 0万9 , 0 0 0円で、内訳は水道料金であります給水収益の3 億3 , 0 4 9万8 , 0 0 0円で、収入全体に占める割合が7 6 .

8%です。それと給水申込み金、他会計負担金他が9,111万1,000円で2.1%となっております。

営業外収益は9,087万7,000円で、内訳は一般会計からの控除金対策に対する補助金が4,500万円で10.5%、千葉県からの補助金が3,512万6,000円で8.2%、長期前受金戻入他が1,075万1,000円で2.4%となっております。

次に、収益的支出は3億4,182万8,000円で、前年度の比較では1,121万9,000円の減額となっております。

支出のうち営業費用が3億3,915万5,000円で、内訳は公租公益水道企業団からの受水費が2億2,022万円で、支出全体に占める割合が64.4%、減価償却費が5,469万2,000円で16.0%、人件費が2,532万8,000円で7.4%、動力費委託料他が3,891万5,000円で11.4%となっております。

営業外費用他は企業債の支払い利息等267万3,000円で0.8%となっております。

次に(2)資本的収入及び支出ですが、収入は千葉県から低区配水池更新工事の補助金が569万1,000円でございます。

支出は総額6,143万5,000円で、内訳は建設改良費が4,217万7,000円、固定資産取得費が1,159万6,000円、企業債償還金が766万2,000円となっております。建設改良費におきましては、配水管更新工事などによるものでございます。

収支の不足分5,574万4,000円は、当年度消費税による地方消費税、資本的収入調整額465万4,000円、減債積立金766万2,000円及び過年度損益勘定留保資金4,342万8,000円で補填しております。

次に、決算状況の1の決算の推移ですが、平成27年度から令和元年度までの5年間の収益的収支につきまして、各表のとおりでございます。

令和元年度の収支では、8,865万8,000円の純利益となっております。

76ページをお願いいたします。

(2)業務量でございますが、令和元年度年度末給水人口は1万1,667人で、前年度と比較しまして149人の減、普及率は84.8%で0.3ポイントの増と

なっております。年度末給水戸数は4,026戸で6戸の減、年間給水量では15万8,363立米で2万1,666立米の増、年間有収水量は149万5,487立米で1万288立米の増となっております。

有収率につきましては96.0%で、前年度との比較では0.6ポイントの減となっております。

続きまして、余剰金の処分につきまして、恐れ入りますが決算書の本冊の314ページをお願いいたします。

令和元年度東庄町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。右の欄をご覧ください。未処分利益剰余金の当年度末残高は9,632万727円で、これを議会の議決による処分として剰余金や資本金へ組み入れるものでございます。

まず、建設改良積立金に当年度純利益分の8,865万8,367円を積み立て、将来、水道施設更新工事に充てるものでございます。

次に、組入資本金に組み入れるための766万2,360円は令和元年度企業債償還元金分等で、これを資本金に組み入れるものでございます。これらの処分の内容について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わりにいたします。よろしくをお願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の77ページをお願いいたします。

令和元年度の収益的収支の決算の状況でございますが、収入総額10億6,043万7,000円、支出総額10億6,771万円で727万3,000円の純損失となっております。

病院事業収入についてですが、上の円グラフの内側、医業収益が8億9,523万4,000円、収入総額に対する構成比は84.4%、医業外収益が1億6,520万3,000円、構成比15.6%であります。

医業収益の内訳ですが、円グラフの外側、入院収益が1億5,255万5,000

0円、収入総額に対する構成比は14.4%、外来収益が4億6,147万7,000円、構成比43.5%、室料差額、人間ドック、各種検診などのその他医業収益が9,113万7,000円、構成比8.6%、介護保険事業収益が1億9,006万5,000円、構成比17.9%であります。

次に、医業外収益の内訳ですが、一般会計からの繰入金などの負担金交付金が1億1,446万2,000円、構成比10.8%、長期前受金戻入額、患者外給食収益などのその他医業外収益が5,074万1,000円、構成比4.8%であります。

続いて、病院事業収支についてですが、下の円グラフの内側、医業費用が10億1,170万4,000円、支出総額に対する構成比は94.8%、医業外費用が5,600万6,000円、構成比5.2%であります。

医業費用の内訳ですが、円グラフの外側、給与費が5億324万7,000円、支出総額に対する構成比は47.1%、材料費が2億8,260万円、構成比26.5%、経費が1億6,068万9,000円、構成比15.1%、減価償却費、資産減耗費などのその他が6,516万8,000円、構成比6.1%であります。

次に、医業外費用5,600万6,000円の主なものは、企業債利子1,597万1,000円、仕入れにかかる消費税関係雑支出3,740万円で構成比5.2%であります。

すみません、78ページをお願いいたします。

資本的収支の決算の状況でございますが、収入合計が1億1,357万6,000円、支出合計2億612万1,000円で、収支不足額9,254万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5万9,000円と過年度分損益勘定留保資金9,248万6,000円で補填をいたしました。

収入は企業債8,200万円、企業債元金償還分等の一般会計からの繰入れによる出資金で3,157万6,000円であります。

支出の内訳につきましては、建設改良費1億3,194万円と企業債償還金7,418万1,000円であります。

建設改良費の主なものは、空調設備更新工事、超音波画像診断装置の購入、耐用年数を迎えた医療情報システムを更新いたしました。

次に、収益的収支の決算の推移ですが、平成27年度から令和元年度までの5年

間を記載してございます。

令和元年度の収入は10億6,043万7,000円、支出は10億6,771万円で、令和元年度の純損失は727万3,000円となりました。

次に、入院・外来延べ患者数の推移であります。平成27年度から令和元年度まで5年間を記載してございます。令和元年度入院延べ患者数は1万8,229人、外来延べ患者数は2万8,216人となりました。また、1日当たり患者数では入院が49.8人、外来が106.9人となります。

79ページをお願いいたします。

令和元年度末病院事業債現在高でございますが、合計で元金が6億392万6,743円、利子が5,918万4,332円、合計で6億6,311万1,075円となっております。

以上で説明を終わります。なお、決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時20分からとします。よろしく申し上げます。

（午後 2時08分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本決算について提出者からの説明が終わりましたので、ここで監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、平山茂君。

監査委員（平山 茂君）

それでは、議案書85ページをお願いします。

令和元年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について申し上げます。

以下の内容につきましては、所々端折って申し上げますので、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

86ページをお願いします。

それでは、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書から報告いたします。

まず1、審査の対象は(1)令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算から(6)令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算までの6会計であります。

審査の期間は、令和2年7月27日及び8月6日です。

審査の経過については、お目通しをお願いします。

次に審査の結果ですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定をいたしました。

また、財産に関する調書においては、財産状況・異動状況についての計数も正確であると認められた。

次に、決算の概要であります。87ページの表の下にここ3年間の実績を提示しております。お目通しをお願いします。

令和元年度における一般会計と特別会計の決算総額単純合計では、実質収支額は7億8,656万5,000円となっております。

88ページをお願いします。

総括的評価ですが、まず、普通会計・一般会計の財政力指数ですが、これは財政力を評価するために一般的に用いられる指標であります。令和元年度におきましては0.474となっており、前年度の指数0.473に比べまして、わずかに増となりました。

ピーク時にはまだまだ及ばないですが、更に引き続き財政基盤強化の取組に努められたい。

次に、経常収支比率ですが、これは財政構造の弾力性を評価するために用いられる指標ですが、計数的には対前年度比0.1ポイントの減となり、硬直化傾向にあると考えられます。

今後も、予算執行における継続的な経費抑制に努め、経常収支比率の改善に努力することを望みます。

次に、財源内訳及び性質別歳出の状況であります。以下に書いてある数字を見る限りではありますが、今後とも依存財源である地方交付税及び国県補助金の削減が予測される財政運営の中、歳出において消費的経費・投資的経費の適正な割合を

維持することが肝要であると考えます。

次に、町税の滞納及び不納欠損ですが、町税全体の徴収率はご覧のとおりであります。ここ数年、少しずつですが上がってきております。これは滞納整理を税関係職員に専門性を持たせ、滞納者の財産調査や差押えを積極的に執行するなど、89ページをお願いします、高い意識での徴収努力は、評価するものであります。

徴収率は、健全な財政運営のためにもその根幹をなすものであるため、町民への納税意識の高揚を図りつつ、引き続き徴収率の向上に努められることを望みます。

次に、特別会計であります。まず国民健康保険特別会計ですが、不納欠損及び収入未済額は、ここ数年減少傾向となっております。しかしながら、低水準には間違いはありません。このような状況は、善良な納税者の納税意欲を欠くばかりか、目的税の持つ役割とその制度そのものの存続を揺るがしかねないものであります。

今後とも、引き続き短期保険者証制度の活用による納税の励行を促す取組をすると共に、悪質な滞納者に対しては、資格証制度の適用に厳しく対処するなど、積極的に滞納額の減少に努められたい。

次に、介護保険特別会計ですが、これについては保険料の徴収率はご覧のとおりとなっております。依然高水準を保っていることを評価したい。しかしながら、保険給付金は例年増加傾向にあり、今後も上昇することが見込まれるため、介護保険制度の円滑な運営と強化を図られるよう要望をします。

次に、歳計現金及び基金ですが、財政調整基金ですが、推移は下の表のとおりであります。

ここでは特に平成29年度、30年度、令和元年度と積立額が減少をしていますが、これは公共施設整備基金に振り分けられたものと小学校統合に係る学校施設整備と放課後児童クラブや給食センター建設によるものと考えます。今後も余剰等を蓄え、積み上げていくことが必須であると考えます。

最後に、総括的意見であります。

これにつきましては、中頃、しかしながらのところから、近年順調に推移している本町の財政状況が町民に真に理解されているか懸念される部分もあるため、町ホームページ等で公開するなど、職員も努力しているところではあります。要望として更に、よりわかりやすい形での町民への広報に引き続き努めていただきたい。

財政運営におきましては、今後も税及び地方交付税等の財源の確保は益々厳しく

なることが見込まれます。

更に、歯止めのかからない少子高齢化社会に向け、保健・医療・福祉施策に要する経費の増加は避けられない状況にあると考えるが、今後とも、事務事業に更なる効率化の検討はもとより、歳入の増収・歳出の縮減に取り組み、町民満足度の高い町政運営となることを強く望むものであります。

91ページをお願いします。

続きまして、令和元年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算審査について、意見を申し上げます。

92ページをお願いします。

審査の対象は、令和元年度東庄町水道事業会計決算及び令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算の2企業会計であります。

審査の期間は、令和2年7月27日及び8月20日。

審査の経過については、お目通しをお願いします。

審査の結果であります。審査に付された各会計の決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定をいたしました。

次に、決算の概要ですが、会計内容につきましては、先程の決算説明と重複しますので、お目通しをいただき、割愛をさせていただきます。

93ページをお願いします。

中ほどの総括的意見を申し上げます。

まず、東庄町水道事業会計ですが、これにつきましては、行政区域内の人口減少が続く中にありつつも、景気・災害等種々の要件が影響することを考慮し、的確な需要予測等に基づいた効率的な事業運営をされていることを評価したい。

経営状況につきましては、近年、事業収益全体では、多少の変動はあるものの、収益の基軸である給水収益がほぼ横ばい状態で続いており、事業費用も定常的に推移しているため、黒字決算を維持していますが、下の方なのですが、災害時における給水体制、それから設備の充実も強化されてきたところであり、補助金が減少傾向にある中、なお一層の経営努力に取り組み、健全経営を目指していただきたい。

また、継続的に純利益が生じることが見込まれる事業運営の中、老朽設備の耐用年数経過に伴い、今後多額の費用を必要とする更新事業も必然的に発生することが

見込まれます。

このような状況の中、町民から理解が得られるよう、引き続き老朽化設備等を適切に管理し、事業運営に努められたい。

そのためには、中長期的経営計画を立てて確実に実施し、更なる経営基盤の強化を築いていかれるよう特に要望します。

最後に、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計であります。これにつきましては、業務実績において、年間の入院患者は増加、外来患者は減少し、病床利用率では、年間平均で62.3%となり、健全経営の指標の一つである70%を維持することが出来ませんでした。

経営状況につきましては、病院事業収益が前年度比0.2%減で、病院事業費用は前年度比2.4%増となっています。

また、令和元年度には、空調設備更新工事、それから医療情報システムの更新がされ、高度医療の要求に応えると共に、患者の利便性向上につながるものであり、更なる充実を図られたい。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症による患者数の減少が病院経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることは、憂慮すべき事実であります。そのような状況下であっても、職員の努力により患者サービスの低下が見受けられないことを大いに評価するものであります。

今後とも旭中央病院との連携を軸に地域における中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すと共に、地域住民に対し安全で安心な医療が、長期的視野で提供されることを望むものであります。

以上であります。

議長（山崎ひろみ君）

説明が終わりました。ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについて、会議規則第38条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、認定第1号から認定第8号までについては、所管の常任委員会に付託の

上、審査することに決定しました。

日程第18、請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第19、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について。

2番、柳堀忠君。

2番(柳堀 忠君)

2番、柳堀です。よろしくお願ひいたします。

それでは、請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき義務教育の根幹であります機会均等、水準確保、無償性を国が責任を持って支える制度です。この制度が廃止されたり国の負担割合が更に下げられることのないよう、この制度の権利について請願するものです。

また、2021年度の予算編成にあたり、子供達のより良い教育を保障するため、8項目について予算の充実を働きかけていただきたく、請願するものです。

趣旨をご理解いただき、採択をお願いして、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長(山崎ひろみ君)

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第20、休会の件を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため9月10日から17日までの8日間を休会と

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、9月10日から17日までの8日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

9月18日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことに
します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時49分 散会)